

## 鹿角市農地災害復旧事業分担金徴収条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、鹿角市農地災害復旧事業分担金徴収条例（平成24年鹿角市条例第 号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(農地災害復旧事業申請等)

**第2条** 受益者は、農地に被害を受け事業の採択を希望するときは、速やかに災害復旧事業申請書兼分担金支払同意書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(農地災害復旧事業採択通知)

**第3条** 市長は、前条の申請を適正と認め、事業の採択が決定したときは、農地災害復旧事業採択通知書（様式第2号）により、受益者に通知するものとする。

(農地災害復旧事業着手通知)

**第4条** 市長は、事業に着手したときは、農地災害復旧事業着手通知書（様式第3号）により受益者に通知するものとする。

(農地災害復旧事業完了通知及び分担金納入通知)

**第5条** 市長は、事業を完了したときは、農地災害復旧事業完了通知書（様式第4号）により受益者に通知するとともに、農地災害復旧事業分担金納入通知書（様式第5号）により受益者に通知し、分担金を受益者から徴収するものとする。

(分担金の納期)

**第6条** 分担金の納付期限は、その都度市長が定める。

(分担金の納付期限延長等)

**第7条** 分担金の納付期限の延長、分割納付、減免又は免除を申請しようとする受益者は、分担金納付期限の延長（分割納付、減免又は免除）申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による分担金の納付期限の延長、分割納付、減免又は免除を適当と認めたときは、分担金納付期限の延長（分割納付、減免又は免除）決定通知書（様式第7号）により受益者に通知するものとする。

## 附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。